平成２２年（再ロ）第２５号
埼玉県川口市大字源左衛門新田65番地の33
再生債務者　中嶋　利夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年3月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年3月18日
さいたま地方裁判所第３民事部
平成２２年（再ロ）第１４号
兵庫県西宮市塩瀬町生瀬1131番地105　２番館607号
再生債務者　中西　恵三
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年3月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年3月16日　神戸地方裁判所尼崎支部
平成２２年（再ロ）第４号
岐阜市早田東町５丁目12番地１
再生債務者　鶴田　幸三
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年3月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年3月18日
岐阜地方裁判所
平成２２年（再ロ）第１０１１３号
東京都小金井市東町４―17―20―307
再生債務者　一条　昭
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年2月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年3月17日
東京地方裁判所民事第20部
平成２２年（再ロ）第３号
福岡県春日市紅葉ケ丘西５丁目25番地６
再生債務者　橋本　義弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年3月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年3月18日
福岡地方裁判所第４民事部
平成２２年（再ロ）第１００７８号
東京都町田市本町田3455―20―２―14―102
再生債務者　松本　葉子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年3月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年3月18日
東京地方裁判所民事第20部
平成２２年（再ロ）第６号
岡山市北区下足守1136番地２
再生債務者　難波　典彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年3月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年3月22日
岡山地方裁判所第３民事部
平成２２年（再ロ）第１０１０８号
東京都品川区北品川１―28―５―301
再生債務者　伊豆　眞
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年3月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年3月22日
東京地方裁判所民事第20部
平成２２年（再ロ）第１０号
兵庫県明石市西明石西町２丁目18番40号
ピュアハイツ西明石203号
再生債務者　伊藤　晴康
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年3月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年3月22日
神戸地方裁判所明石支部再生係

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲はＺの権利義務全部を承継して存続しＺは解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）確定した最終事業年度はありません。
（Ｚ）http://www.samukawa.co.jp/
平成二十二年十二月三十日
東京都中央区八重洲二丁目四番１号
（甲）株式会社サンフランシスコ・ホールディングス
代表取締役　関端　進
東京都世田谷区玉川二丁目二四番七号
（Ｚ）サムカワフードプランニング株式会社　代表取締役　寒川　良作

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
なお、この合併については平成二十三年三月十一日に厚生労働大臣の認可を得ています。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
平成二十三年三月三十日
東京都千代田区九段北１丁目九番五号
（甲）医療法人社団博心厚生会　理事長　阿部　博幸
茨城県水戸市酒門町九五五番１号
（乙）医療法人博翠会　理事長　阿部　博幸

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年十一月二十四日
掲載頁　八十七頁（号外第二四五号）
（乙）計算書類の公告義務はありません。
平成二十三年三月三十日
大阪府吹田市新芦屋下二番三二号
（甲）株式会社パール
代表取締役　前田　優
兵庫県宝塚市栄町一丁目一七番一二号
（乙）有限会社ヨンチー
取締役　前田　明

合併公告

左記組合は合併してその権利義務全部を承継して、大隅森林組合を新設し、甲、乙及び丙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、財産目録及び貸借対照表は、甲、乙及び丙の主たる事務所に備え置いております。
平成二十三年三月三十日
鹿児島県鹿屋市西原三丁目七番三四号
（甲）きもつき森林組合
代表理事組合長　久保　之忠
鹿児島県垂水市上町一一四番地
（乙）垂水市森林組合
代表理事組合長　岩田　幸治
鹿児島県肝属郡南大隅町根占川北八二八四番地五
（丙）南大隅森林組合
代表理事組合長　平瀬戸　茂

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
平成二十三年三月三十日
千葉県鎌ケ谷市道野辺中央二丁目九番一七号
バリバリ企画合同会社
代表社員　金子　允也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
平成二十三年三月三十日
札幌市厚別区厚別中央四条二丁目二一番二二号　有限会社新札幌看護婦家政婦紹介所
代表取締役　大野　洋子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千四百万円減少し一億円とすることにいたしました。なお、減少する七千四百万円は資本準備金とします。
効力発生日は平成二十三年五月二十日であり、株主総会の決議は平成二十三年三月二十三日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年五月二十五日
掲載頁　九十五頁（号外第一〇九号）
平成二十三年三月三十日
福島県喜多方市字御清水東七二四四番地の二　喜多方市ふるさと振興株式会社
代表取締役　唐橋幸市郎